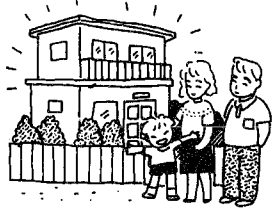


昭和62年度 固定資産税の償却資産の申告を お忘れなく

営業や農業などの事業に使用されている構築物、機械、装置、工具備品については固定資産税のうち償却資産に該当します。このような事業用資産を毎年一月一日現在在町において所有している個人、法人は、地方税法により一月末日までに、資産の名称、取得価格、取得年月、耐用年数などを申告しなければなりません。これらに該当する方は、事前に申告のご案内を差し上げておりますので、申告期限までに申告下さるようお願い致します。また案内を受けていない方で該当する方は、申告が義務づけられています。役場税務係に申告しませんが、期限までに申し出て下さい。

- 一、法定申告期限 一月三十一日(土)
- 二、申告場所 役場二階 行政課 税務係



消防職員の採用試験について

白根地区消防本部署で昭和六十二年度採用します消防職員の採用試験を次の要領で行います。

- 一、採用人員 若干名
- 二、応募資格 組合管内市町村(白根市・小須戸町・中之口村・月潟村・味方村)居住者で昭和三十九年四月二日以降生まれ男子で、高校卒業(昭和六十二年三月卒業見込含む)以上の学歴を有し、身長一六五cm以上、裸眼視力〇・六以上で心身共に健全な者
- 三、申込方法 市販の履歴書に必要事項を記入(写真添付)し、最終学歴の成績証明書、健康診断書を添え、白根地区消防本部(署)に申込むこと。
- 四、受付期間 昭和六十二年一月五日(火)から一月二十日(火)まで
- 五、試験日 昭和六十二年二月上旬予定(追って本人あて通知)



下水道排水設備工事の融資制度の活用を

八月供用開始以来、排水設備工事の申請件数が約三十件となっており、十一月号で水処理の促進をお願いしましたが、排水設備工事においては費用が

かかります。それについては、町で低利な融資制度もあります。是非この資金を活用されるべく早い機会に本管への接続をしていただくようお願いいたします。

財団法人新潟県歯科医師会と新潟県は、治療に時間がかかる自分で口が開けられない、長時間安静にしてられない、などの理由で歯科治療に特別な設備や器具、技術が必要とする「心や身体」に障害を持つ方々のために、歯科治療のシステムをつくりました。新しく歯科治療を希望される心身障害児(者)の方は、町民生活課福祉係窓口へご連絡ください。

心身障害児(者)の歯科診療について

お知らせ

お知らせ

の旨申し出て下さい。診療その他のお問い合わせは、新潟県歯科医師会心身障害児(者)歯科訓練センター(〒九五〇 新潟市堀之内三三七番地 (〇二五―二八三―三三〇) ※診療訓練日 毎週水・金曜日 午後二〜五時(予約制)

冬期間の水道料金

水道料金

冬期間の積雪時には、メーターが埋もれ、検針ができませんので、前年同期、または前月分の実績による推定使用量に基づいて料金を徴収させていただきます。雪溶け後に、検針が行われた月に本算定をしますが、料金に過不足が生じた場合に、加算、または減額還付をすることになりますので、ご協力をお願いいたします。



法務大臣表彰受彰

小須戸町保護司

五十嵐義應氏

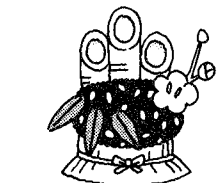
五十嵐義應氏(横川浜、七十才)は、十月二十三日に第三十三回新潟県更正保護研修大会(新発田市市民文化会館)において法務大臣表彰を受けられました。

年五月に県より保護司に推薦をうけて現在まで三十年間にわたって社会を明るくする保護司活動の続けられ、更正保護の地道な行動、努力が認められ、七十才以上というところで今回の表彰を受けました。

長表彰を成田常信氏、保科裕治氏、新潟県保護司連盟会長長表彰を村上喜代子氏が受彰されました。時代の要請に対応した更正保護活動に対して関係者の意識の統一はもろろん、町民各位の相互の協力において今後の保護司の活動に期待しております。



健康相談 母子手帳 発行日の お知らせ



妊娠及び乳幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。
日時 一月十二日(月)・十九日(日) 二六日(月)・二月一日(日)
午前九時〜午後四時
会場 役場保健センター
※毎月、月曜日は健康相談日とともに妊娠届受付、母子手帳発行の日です。
※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、かならずご本人がおいで下さい。
(印鑑をご持参下さい)

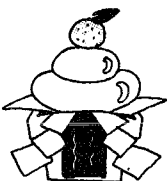
110番の 効果的 利用を

新潟県警察では、一月十日を「110番の日」に設定しております。設定日に関係なく日常110番を効果的に利用して下さい。
●事件、事故見たら聞いたら110番
●不審な時は110番
●落ちついて上手に使う110番
●あなたを守る110番
新潟警察署

新潟県 最低賃金の お知らせ

県内のすべての事業所の労働者に適用される最低賃金は、日給で三、四六九円、時間給で四三、四四円と、すでに六十二年十月二日より改正され実施されておりますが、却壳・小売業等が昭和六十一年十二月十日より改正されたのを始め、順次、各産業別に改正されたのでお知らせいたします。
なお、内容等のお問い合わせは新潟労働基準局、もよりの労働基準監督署へ

無料法律 相談



相談日 一月十六日(金)
午前9時30分〜12時まで
会場 役場保健センター
保健指導室(二階)
相談員 古川 兵衛 弁護士
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(三八一―三二―一 番内線四一―番) でお願います。
申し込み人数により、時間を変更することがあります。

保険証の 切替えに ついて

社会保険(共済組合)等に加え、または脱退した場合は、早目に(十四日以内)保険証の切替えを行って、医療機関に病状等がかかる場合は毎月月初めに医療機関に保険証を必ず提出するようお願いいたします。

心配ごと 相談

身のまわりには、様々な悩みごとがあるものです。そんな時相談員の助言によって解決されることもあります。気軽にご利用ください。
一月の相談日
六日(火)・十三日(火)・二十日(火)
二十七日(火)

献血のお知らせ

一月十二日(月曜日)
午前10時〜12時 役場保健センター
午後1時〜3時半 小須戸農協前